

第五十七号議案

塩沢江戸川荘の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

塩沢江戸川荘の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、塩沢江戸川荘の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
塩沢江戸川荘	千代田区平河町二丁目七番 一号	株式会社フジランド 代表取締役社長 土屋 登喜蔵	平成二十三年四月一日から平 成二十八年三月三十一日まで

（説明）

塩沢江戸川荘の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。